

平成

二十五年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第三号)

平成二十五年九月九日(月曜日)

議事日程(第三号)

平成二十五年九月九日 午前十時開議

- 日程第一 報第十三号 専決処分の報告について(調停)
- 第二 報第十四号 専決処分の報告について(訴えの提起)
- 第三 議第三十九号 五條市指定管理者候補選定委員会条例の制定について
- 第四 議第四十号 五條市都市計画税条例の制定について
- 第五 議第四十一号 五條市起業家支援施設条例の制定について
- 第六 議第四十二号 奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第七 議第四十三号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第八 議第四十四号 五條市税条例の一部改正について
- 第九 議第四十五号 五條市介護保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第十 議第四十六号 五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例及び五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正について
- 第十一 議第四十七号 五條市・十津川村消防事務委託規約の廃止について
- 第十二 議第四十八号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第十三 議第四十九号 新五條市まちづくり計画の一部変更について

- 第十四 議第 五十号 平成二十五年五條市一般会計補正予算(第二号)議定について
- 第十五 議第五十一号 平成二十五年五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第十六 議第五十二号 平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第十七 認第 一号 平成二十四年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 二号 平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 三号 平成二十四年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 平成二十四年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 平成二十四年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 平成二十四年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 平成二十四年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十四年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十号 平成二十四年度五條市水道事業会計決算認定について
- 第十八 選第 一号 やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の選挙について
- 第十九 選第 二号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員(十一名)

一番 福塚
二番 山 口 耕 司 実

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長	三番	吉
理事	六番	川
代表監査委員	七番	藤
市長公室長	八番	池
総務部長	九番	益
危機管理監	十一番	峯
すこやか市民部長	十二番	花
あんしん福祉部長	十四番	大
	十五番	田
	十三番	土
太		田
青		原
川		谷
櫛		谷
竹		林
櫻		田
山		上
山		富
谷		村
		田
		雅
		家
		美
		輝
		吉
		宏
		昭
		龍
		清
		孝
紀		博
博		政
釋		典
吉		雄
彦		博
三		子
美		廣
雄		範

事務局職員出席者

産業環境部長	辻
都市整備部長	新井
西吉野支所長	森本
大塔支所長	森本
教育部長	町本
水道局長	中永
消防長	中仁
会計管理者	上孝
市長公室次長	河村
秘書課長	竹本
財政課長	和田
事務局長	乾
事務局次長	久保
事務局係長	笹谷
事務局主任	片山
速記者	柳ヶ瀬
	五仁
	美美
	豊彦
	旬
	明治
	友男
	克充
	治弘
	行夫
	彦

午前十時零分再開

○議長（峯林宏政）ただいまから、去る六日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
土井康嗣議員から欠席届が、藤富美恵子議員から遅刻の通告がありました。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであり、配布漏れはございませんか。――。これより日程に入ります。

○議長（峯林宏政）日程第一、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十三号、専決処分の報告について（調停）。

○議長（峯林宏政）報告を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）おはようございます。

ただいま上程いただきました報第十三号、専決処分の報告について（調停）につきまして、御報告を申し上げます。

このたびの報告は、住宅使用料等の未払に対する調停申立てを裁判所に起こしたものの結果を、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第二項の規定により御報告させていただきます。

それでは、議案書のページをお開き願いたいと存じます。

去る、第二回六月議会におきまして御報告させていただきました八件の調停申立てのうち、民事調停委員立会いの下、話し合いを行った結果、支払方法等、五件の調停申立てについて合意に至ったものでございます。

合意事項の概要につきましては、当月家賃とともに、未払賃料を分割し毎月定額を支払うこととし、相手方が当月賃料及び未払賃料の支払いを三回分以上、若しくはそれに相当する額を怠ったときは何らの通知催告を要せず当然に賃貸借契約は解除となり、直ちに市営住宅を明渡し、残額を即時に支払うというものであります。

なお、調停の合意内容の詳細につきましては、誠に恐縮とは存じますが、議案書の三ページから二十ページを御清覧願いたいと存じます。

以上で報第十三号、専決処分の報告について（調停）の御報告を終わらせていただきます。よろしく願います。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）調停になった件数は今五件ということですが、調停を裁判所へ訴えた件数は何件だったのかですね。

それと、この調停費用は各自の負担となっていては、一件当たり五條市の調停費用の負担は幾らぐらいになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（峯林宏政）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

何件かということですが、全部で今回八件調停を行いました。

それと費用につきまして、一件当たり幾らかということ、…ちよつと金額がつかめておりませんので、後日報告ということをお願いいたします。

○議長（峯林宏政）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）八件訴えを起こして今調停になったのは五件ということ、あと三件は話合い中ということですか。それとも調停ができなかったということなのか、その辺お聞きしておきたいと思えます。

○議長（峯林宏政）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）十四番大谷議員さんの御質問にお答えいたします。

残り三件につきましては、引き続き調停を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯林宏政）質疑を終わります。

以上で報第十三号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政）次に日程第二、報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十四号、専決処分の報告について（訴えの提起）。

○議長（峯林宏政）報告を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程されました報第十四号、専決処分について（訴えの提起）について御報告申し上げます。

地方自治法第八十条第一項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページ及び二十三ページを御覧願いたいと存じます。

このたびの専決事項につきましては、住宅使用料等の未払賃料に対する訴えの提起でございます。

事件の要旨につきましては、賃金が未払となっている市営住宅の明渡し及び未払となっている賃料・駐車場使用料の支払いを求めるものでございます。

なお、相手方氏名及び物件目録等につきましては、誠に恐縮とは存じますが、議案書の二十三ページを御清覧願いたいと存じます。

訴訟遂行の方針といたしましては、弁護士阪井絃行氏及び弁護士相川吾郎氏を訴訟代理人としております。

専決処分年月日につきましては、平成二十五年五月十日でございます。

以上をもちまして、報第十四号の説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）これは調停の訴えではなしに、もう訴訟と、訴訟の訴えをしたというふうに解釈していいのかどうかということと、調停でなければ、なぜ六月議会に、これは内容的に大変な内容だと思うんですね。なぜ六月議会にこれが挙がらなかったのですか。

○議長（峯林宏政）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

調停にできなかったということですが、この方は市営住宅の中の動産物を壊したり、地域住民といざこざ等を起こしたりしております。それで、今現在覚せい剤の取締法違反で服役中でございますので、またそういう人を市営住宅の方に戻すということは弁護士とも相談いたしまして、すぐ明渡しを起こしたわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（峯林宏政）質疑を終わります。

以上で報第十四号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政）次に日程第三、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十九号、五條市指定管理者候補選定委員会条例の制定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。榎内市長公室長。

〔市長公室長 榎内成吉登壇〕

○市長公室長（榎内成吉）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十九号、五條市指定管理者候補選定委員会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十四ページを御覧願います。

この条例の制定理由につきましては、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の候補者を公平かつ適切に選定するための委員会を地方自治法第百三十八条の四第三項に定める附属機関と位置付けるため本条例を制定するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十五ページから二十六ページを御覧願います。

まず、第一条では、指定管理者の候補者を公平かつ適切に選定するため審査する施設ごとに五條市指定管理者候補選定委員会を設置することを、第二条では、委員会の所掌事務を、第三条では、委員七人以内をもって組織することを、第四条では、委員の任期は、委嘱の日から候補者の審査が終了する日までとすることを、第五条では、委員会に委員長、副委員長を置き、委員が互選することを、第六条では、会議につ

いて、第七条では、委員の責務を、第八条では、委員会の庶務を、それぞれ定めています。また、第九条では、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で議第三十九号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第四、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十号、五條市都市計画税条例の制定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第四十号、五條市都市計画税条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

制定理由につきましては、現行の五條市税条例の中に市税条例及び都市計画税条例が同居した形で一本の条例として構成しておりますが、

都市計画税に関する規定を整理し、五條市税条例から当該規定を分離し、改めて独立した条例を制定するものであります。

内容に関しましては、現行の都市計画税の内容を変更するものではなく、独立した条例として分離するものであります。

恐れ入りますが、議案書の二十八ページから御覧いただきたいと存じます。

条文の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一条におきましては、都市計画税の課税の根拠を、第二条では、納税義務者等を、第三条では、税率は一〇〇分の〇・二とすることを、第四条では、賦課期日は当該年度の初日の属する年の一月一日とすることを、第五条では、納期を、第六条では、都市計画税の賦課徴収は固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課及び徴収する場合に合わせて賦課及び徴収することを規定しております。

附則第一項につきましては、施行期日を平成二十六年一月一日といたしております。

第三項から第七項につきましては、宅地等に対して課する特例を、第八項につきましては、農地に対して課する特例を、第九項から第十一項につきましては、市街化区域農地に関しまして課する特例を、第十二項につきましては、宅地化農地に対して課する納税義務の免除等を、第十三項につきましては、各用語の地方税法上の説明を、第十四項につきましては、法附則に係る課税標準の特例が受けられる範囲を規定しております。第十五項につきましては、経過措置について規定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）新たに独立して作らなければならなかったその理由をもう少しはっきりと説明していただきたいと思えます。

今条例の内容の主なところを説明いただきましたけれども、三十ページの上二、削除とありますけれども、現在ある市税条例の中の条例からこれを削除とする意味なのか、この二、削除は現在の市税条例の中にもこれはこういうふうにして明らかにされているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（峯林宏政）竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦）失礼します。

十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

都市計画税を独立したものとせなければならなかったのかという御質問につきましては、地方税法などの各法令の改正に伴いまして、市税条例の改正が行われるわけですが、国からは条例改正案あるいは準則というのが示されるわけですが、それには各々独立した形での準則というふうになっております。もともと独立した形で成り立っており、国から示されるものですので、それに従いますと、本

条例につきましては、条ずれ等が発生いたしましたして、本則や附則の改正などについて事務処理上の複雑なものが伴うということになっております。

そのため、本来の形である各々独立した条例として制定を図ったものでございます。

もう一点でございますが、三十ページの二、削除となっておりますのは、現在の都市計画税条例の中にもこの形で従来から残っておりますのでございます。それをそのまま踏襲したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政） 次に日程第五、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第四十一号、五條市起業家支援施設条例の制定について。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦） ただいま上程いただきました議第四十一号、五條市起業家支援施設条例の制定につきまして、提案理由の御説明を

申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十五ページを御覧ください。

本議案は、本市において、個人、グループ又は法人の新分野への進出等を支援し、地域経済の発展及び観光振興に寄与する目的で五條市起業家支援施設を設置するに伴い、条例を制定するものでございます。

それでは議案書の三十六ページから三十九ページを御覧ください。

まず、条例の内容につきましては、第一条で設置理由について、第二条で名称及び位置について定めております。

名称につきましては、「五條市起業家支援施設」でございます。

位置につきましては、「五條市新町二丁目五番十二号」でございます。

次に、第三条では、事業について、第四条では、施設等について定めており、主な内容といたしましては、施設及び設備の使用に関すること、また、事業活動の支援に関すること等となっております。

また、第五条では使用時間について、第六条では休日について、第七条では使用の承認等について、第八条では使用料について、第九条では居住の禁止について、第十条では使用の制限について、第十一条では権利の譲渡等の禁止について、第十二条では原状回復について、第十三条では損害賠償についてそれぞれ定めており、第十四条では委任について定めており、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

最後に、附則におきまして、この条例の施行期日につきましては、平成二十五年十月一日から施行するとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） この条例というのは、私も前の一般質問のときも言わせていただいたのですが、有り難い、また五條市の発展に大変良いことだと思っておりますが、現在のこの場所の持ち主、又はそこに職員を置くのか、そういうことをちよつとお尋ねしたいと思っております。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

所有者の氏名等については今現在手持ちがございませんので、後ほど報告をさせていただきます。

それと職員を置くかどうかということにつきましては、今回の条例で利用者が決定し次第、管理についても定めていかななくてはならないところがあると思いますので、そのときにどういうふうな管理が必要であって、職員が必要かということになるとは思いますが、日常の施設の開け閉め等については利用者に行ってもらおうというふうな考えでおります。

職員を置くというふうなところについては、今のところ考えてはおりません。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） この議案は厚生建設へ付託されますので、ちょっと私の方から質問したいと思っております。

この内容から言いますと、起業家支援を目的ということですのですけれども、この施設の活用は起業家支援をどうするかという、いわゆる会議に使う施設なのか、それとも附則で言いますと、物販スペース、展示スペースとこうなっていますからね。販売に使う施設なのか、もう少し詳しく説明していただきたいのと、この施設は、施設の建設設置は五條市が行うのか。もし五條市が行うのであれば、幾らぐらい掛かるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、利用方法でありますけれども、利用者を公募等いたしまして、それらが物販の販売、また展示物の掲示、そして休憩する飲食等のそういうふうなものを出店するというような目的で利用したいと考えております。

以上でございます。（「どこがしますか。」の声あり）

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答申し上げます。

施設の整備といたしましては、五條市が行います。

以上でございます。

○議長（峯林宏政） 費用は幾らくらい掛かるのか。辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。
約八百万円でございます。

以上でございます。

○議長（峯林宏政）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第六、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十二号、奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。中南消防長。

〔消防長 中南仁克登壇〕

○消防長（中南仁克）ただいま上程いただきました議第四十二号、奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十ページを御覧いただきたいと存じます。

消防広域化につきましては、先の五條市議会第二回六月定例会において、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関する御議決を賜りましたところ、組合を構成する他の三十六市町村全ての議会においても同様に議決されましたので、現在、奈良県広域消防組合設立に向けた準備を進めているところでございます。

本議案は、奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例十二本の整理を行うため、本条例を制定しようとするものでございます。

議案書四十一ページを御覧いただきたいと存じます。

条例は第一条から第十二条までで構成しており、第一条から第八条では、それぞれの条例の一部を改正し、第九条から第十二条では、それぞれの条例を廃止するものでございます。

まず、第一条では、五條市情報公開条例の一部を改正し、第二条に規定しております実施機関から「消防長」を削除し、次に第二条では、五條市個人情報保護条例の一部を改正し、第二条第二号の実施機関から「消防長」を削除し、次に第三条では、五條市防災会議条例の一部を改正し、第三条第五項第六号の「防災会議委員」を「消防署長及び消防団長二人」に改め、次に第四条では、五條市職員定数条例の一部を改正し、第三条第七号の「消防の事務部局の職員百五人」を削除し、同条第八号を第七号とし、「計五百八十人」を「計四百七十五人」に改め、次に第五条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、第二条中の「地域手当」については、平成十八年度より主に民間企業の高い地域に勤務する職員に対して支給されてきましたが、国の示す基準では本市は支給対象地域外であり現在支給を行っていないため、「地域手当」を削除し、これに関連し、第十三条から第十八条中の関係条文を整理し、また第八条の三、及び第八条の四に定めている五條市消防署十津川分署に勤務する職員に支給している「単身赴任手当」及び「特勤勤務手当」を削除するものとさせていただきます。

次に第六条では、五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、第二条第五号に規定しております支給範囲から「消防本部の職員で火災、救急又は救助のためその現場に出勤した場合」を削り、併せて、別表中、議案書四十三ページのとおり、「火災、救急及び救助出勤手当一回につき百五十円」を削除し、次に第七条では、五條市火入れに関する条例の一部を改正し、第十五条中及び第十六条見出し及び同条第一項中「消防長」を「消防署長」に改めるものとさせていただきます。

次に第八条では、五條市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正し、第一条、第二条及び第三条の二中の、「消防吏員及び」を削除し、次に第九条では、五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例を、第十条では、五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例を、第十一条では、五條市消防事務に関する手数料条例を、第十二条では、五條市火災予防条例を、それぞれ廃止するものとさせていただきます。

なお、附則につきましては、この条例は奈良県広域消防組合の設立の日から施行することとし、ただし、第五条の規定は、「単身赴任手当」及び「特勤勤務手当」を削る部分を除き、公布の日から施行することとしております。

以上で議第四十二号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第七、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十三号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。樫内市長公室長。

〔市長公室長 樫内成吉登壇〕

○市長公室長（樫内成吉）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十三号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十五ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、先の第二回六月定例会において、五條市政治倫理条例が制定され、本年十月一日から施行されることとなっており、併せて先ほど上程いただきました五條市指定管理者候補選定委員会条例を制定するに伴い、それぞれの条例に基づく審査会及び委員会の委員に報酬及び旅費を支給する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十六ページから四十七ページをお願いいたします。

本条例第一条の報酬及び第四条の費用弁償としての旅費を定めている別表中に職名として、第四十五項として「政治倫理審査会委員」を加え、次に第四十六項として「指定管理者候補選定委員会委員」を加え、それぞれの報酬を「日額一万円」とし、旅費としての費用弁償の額については、それぞれ他の委員と同様に規定するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、政治倫理審査会委員については、平成二十五年十月一日から施行するとしております。

以上で議第四十三号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第八、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十四号、五條市税条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第四十四号、五條市税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。今回の改正につきましては、平成二十五年税制改正に伴いまして、市税条例の一部を改正するとともに、先ほど議第四十号で説明させていただきました市税条例から都市計画税に関する条文を削り、新条例を準則に沿ったものとして改めて整理するものであります。また、条文が百ページを超えるものとなりましたので、利便性を考慮し別冊といたしております。

恐れ入りますが、別冊の議第四十四号、五條市税条例の一部改正についてを御覧いただきたいと存じます。

別冊の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条関係につきましては、本条例から目的税に規定されている都市計画税を削り、第一章総則、第二章普通税及び附則を規定いたしましたものであります。

なお、一ページから六十ページまでの、第一章総則及び第二章普通税の記載内容につきましては、従前と変更はございません。次に、恐れ入りますが、六十ページを御覧いただきたいと存じます。

附則につきましては、主な改正項目を御説明申し上げます。

附則第三条の二につきましては、延滞金の割合等の特例について規定いたしております。

改正内容といたしましては、国税の見直しに合わせて地方税法が改正され、現行の年一四・六パーセントの延滞金が、特例基準割合に七・三パーセントを加算して、現行で年九・三パーセントに改正するものであります。

また、納期限後一箇月以内の延滞金につきましては、現行の特例による年四・三パーセントが、特例基準割合に一パーセントを加算して、現行で年三・三パーセントに改正するものであります。

なお、この延滞金等の改正につきましては、平成二十六年一月一日から適用するものであります。恐れ入りますが、百一ページを御覧いただきたいと存じます。

第二条関係につきましては主な改正項目を御説明申し上げます。

附則第四十七条の五につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額等について規定いたしております。

改正内容といたしましては、公的年金からの特別徴収制度について、医療費控除などによる一時的な所得の大きな増減に伴って生じる仮徴収税額と本徴収税額とのかい離を平準化できるよう、仮特別徴収の見直しを図ったものであります。

この改正につきましては、平成二十八年十月一日から適用するものであります。

次に、同ページ附則第七条の三の二につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除いわゆる住宅ローン控除について規定いたしております。

平成二十六年四月からの実施が検討されている消費税率引上げによる駆け込み需要及びその反動の影響を考慮し、一時的な税負担の増加による影響を平準化及び緩和することを目的に、住宅ローン控除の期間延長及び限度額を拡充するものであります。

改正内容いたしましたしましては、住宅ローン控除の対象期間を平成二十六年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの四年間延長するとともに、消費税率の引上げが行われた場合には、年間控除限度額を九万七千五百円から十三万六千五百円に拡充するものであります。

この改正につきましては、平成二十七年一月一日から適用するものであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第九、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十五号、五條市介護保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました議第四十五号、五條市介護保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一

部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の四十九ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、平成二十五年三月に公布されました地方税法の一部を改正する法律により延滞金の割合の特例が見直されたことによりまして、介護保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例につきましても同様の改正を行う必要があるためであります。

改正内容につきましては、介護保険条例及び後期高齢者医療に関する条例におきまして、延滞金の利率の引下げと減免に関する規定の追加であります。また、介護保険条例におきましては、督促手数料を引き下げることによりまして、他の督促手数料と均衡を図るものでございます。

それでは、改正条例案につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の五十ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに五條市介護保険条例の改正箇所につきまして、第七条におきましては、督促手数料百円を五十円に改めるものでございます。

第八条におきましては、第二項の次に「第三項 市長はやむを得ない理由があるときは、延滞金を減免することができる。」を加え、例えば、被保険者の方が亡くなられたり、長期入院された場合に、延滞金を減免のできるよう規定したものでございます。

次に、附則第六条であります。地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに合わせて、延滞金の率を規定したものでございます。

続きまして、五條市後期高齢者医療に関する条例の改正箇所につきましても、第六条におきましては、第二項の次に「第三項 市長はやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。」を加え、延滞金を減免できるよう規定したものであります。

次に、附則第三条であります。地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに合わせて、延滞金の率を規定したものでございます。

なお、この条例は平成二十六年一月一日から施行するものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十六号、五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例及び五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。中南消防長。

〔消防長 中南仁克登壇〕

○消防長（中南仁克）ただいま上程いただきました議第四十六号、五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例及び五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、昨年七月の五條市議会第二回臨時会において工事請負契約締結の御議決をいただきました「五條市消防庁舎建設工事」が、本年十月末日をもって完成予定でありますので、消防本部及び消防署を移転するため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では、五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例の一部を改正することとし、第三条中、消防本部の位置を「五條市本町三

丁目一番一三号」から「五條市今井四丁目三番二三号」に改めるものでございます。

次に第二条では、五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部を改正することとし、第三条中、消防署の位置を「五條市本町三丁目一番一三号」から「五條市今井四丁目三番二三号」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は規則で定める日から施行することとしております。

以上で議第四十六号の提案理由の説明が終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十一、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十七号、五條市・十津川村消防事務委託規約の廃止について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。中南消防長。

〔消防長 中南仁克登壇〕

○消防長（中南仁克）ただいま上程いただきました議第四十七号、五條市・十津川村消防事務委託規約の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市・十津川村消防事務委託は、平成二十年十一月十三日に十津川村から常備消防の一部事務委託の協力要請があり、平成二十一年五條市議会第三回九月定例会において、消防に関する事務の管理及び執行、経費負担について定めた五條市・十津川村消防事務委託規約制定の御議決を賜り、平成二十二年四月一日から施行いたしておりますが、奈良県広域消防組合の設立に伴い五條市・十津川村消防事務委託を要しなくなるため、本規約を廃止しようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市・十津川村消防事務委託規約は廃止することとしております。

なお、附則につきましては、この規約は奈良県広域消防組合の設立の日から施行することとしております。

以上で議第四十七号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）御存じのように事務委託の内容は、管理面、それから財政の負担、それから十津川地域の火塔分署の守備範囲等々いろいろありますけれども、ちよつと具体的に事務委託がなくなつたらどうなるのかお聞きしておきたいと思ひます。

例えば火塔分署は現在十津川の一部地域も管轄責任区域として頑張つてくれておりますね。これはどうなるのか。

そして、現在十津川消防署は五條市消防本部の管理下にあつて十津川分署となっておりますけれども、これはどうなるのかですね。

それと財政面では、十津川の一部負担もありましたし、いろいろありますけれども、財政面でも精算の必要性はないのか。例えば今、今井町に建てていきます消防庁舎の建設に当たつては十津川村が一千四百万出してきていますね、こういった精算の必要性がないのかどうか、事務委託を廃止した以後の内容を答弁いただきたいと思ひます。

○議長（峯林宏政）中南消防長。

○消防長（中南仁克）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、廃止後の経費負担でございます。これは奈良県広域消防組合規約の規定により、区分を構成する五條市・十津川村における経費負担ということで現在協定等の協議を行っておる状況でございます。

そして、経費負担の割合でございます。人件費・経常経費・臨時的経費につきましては廃止後も引き続き現在五條市・十津川村消防事務委託に関する覚書に基づく負担割合として協議を重ねているところでございます。

そして大塔分署、そして十津川分署は現状のまま人員もそのままでございます。また、庁舎等の財政負担におきましても、現状の状況で協議を行っており、引き続き五條市という形で委託規約の制定が協議の中で行われていくという状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）今の答弁でしたら、廃止後も十津川の消防署は五條市の消防署の管理下に置かれるという答弁と違いましたかね。五條消防広域化になったらもう五條市消防本部とは言いませんわね。本部は一箇所ですから、広域消防本部、五條消防署になりますわな。その消防署の下に十津川消防署が管理下において、そのまま続けられるということですか。

それと今、五條市の大塔分署ね、十津川の一部もいわゆる責任持って活動してはいますね、これはどうなりますか。事務委託廃止になったらこれ。

○議長（峯林宏政）中南消防長。

○消防長（中南仁克）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、大塔分署は現在十津川村の北部三区を管轄として活動をさせていただいております。これにつきましては、五條消防署、そして大塔分署、十津川分署という一消防署、二分署という形が五條市として、形として残るわけでございます。その中で十津川分署におきましても、五條市消防署としての十津川分署という中で活動するものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）それでは事務委託規約を廃止したら、なくなるのは何ですか。逆にそのなくなるやつ先に言ってください。廃止の議案が出ているのに、今の答弁では協議しながらいろいろ続いていくような内容の答弁違いましたかね。廃止になったら何と何がなくなるのですか。

○議長（峯林宏政） 中南消防長。

○消防長（中南仁克） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、大きな考えで理解していただきたいと思うんですけども、広域消防となりましても、なくなるものはありません。ただ、従来五條市と十津川村の事務委託という中では、五條市に財政面の負担をしていただくという五條市にとってメリットが大きなものでございました。これも引き続き五條市にメリットという形で改めて現在協議を進めて、五條市と十津川村の事務委託を新たに締結していただくという形で協議を進めているところでございます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 今現在十津川村との間に結ばれている五條市・十津川村消防事務委託規約は廃止するけれども、広域後はまた別の規約を作ってスタートするということですか。本来言うたら、これを廃止するという議案を出すのでしたら、廃止した後はこうなるのだという、広域化後のこの規約もセットで挙げるぐらいにしておかないといけませんわな。しかし現在、挙がっていませんけれども、廃止にする議案が、施行の日はこの議案が挙がっていても、施行日は消防組合の設立の日から施行ですからね。それまでに間に合ったらいいわけですからね。廃止議案がもう挙がっているわけですから、広域化後の十津川と五條の約束事を早く決めて、出されるように要望しておきたいと思えます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十二、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十八号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。樫内市長公室長。

〔市長公室長 樫内成吉登壇〕

○市長公室長（樫内成吉）失礼いたします。

ただいま上程されました議第四十八号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書五十六ページを御覧願います。

この計画の変更理由につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定により、過疎対策事業として地域間交流促進事業と南和広域医療組合負担金及び伝建地区防災事業に過疎対策事業債を活用するため議決を求めるところであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十七ページをお願いいたします。

まず、本計画の三、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、（二）その対策④地域間交流中「集客力の強化と交流機会拡大を図るため、」の次に「民間支援及び」を加え、この（三）整備計画の表中事業名（十）過疎地域自立促進特別事業の事業内容中、地域間交流促進事業（シンボルキャラクター着ぐるみ作成）を（シンボルキャラクター着ぐるみ作成等）に改めます。

この改正により、民間の団体による空き家再生等推進事業に対する補助事業について、過疎対策事業債を有効に活用することが可能となります。

次に、恐れ入りますが、お手元の議案書五十八ページから五十九ページをお願いいたします。

六、医療の確保、（二）その対策①医療体制の確保中「近隣市町村と連携し、「南和の医療等に関する協議会」を設立し、協議会において公立病院のあり方をはじめ、様々な課題を協議、検討し、地域医療体制の強化に努める。」を「県及び南和地域一市三町八村による「南和広域医療組合」を設立し、南和地域の拠点となる救急病院の建設等、公立病院新体制の整備を行い、地域医療の確保と充実を目指す。」に改め、この（三）整備計画表中、事業名（一）医療施設に「病院」を加え、事業内容に「南和広域医療組合負担金」、事業主体に「南和広域

医療組合」を加えます。

この改正によりまして、南和広域医療組合に対する負担金について、過疎対策事業債を有効に活用することが可能となります。

次に、八、地域文化の振興等、(二)その対策①地域文化振興施設等中「推進する」の次に五十九ページでございます、「とともに、当該保存地区に相応しい防災対策をとり、歴史的な景観を活かしたまちづくりを推進する。」を加え、この(三)整備計画表中事業名、(二)過疎地域自立促進特別事業の事業内容に「伝建地区防災事業」、事業主体に「五條市」を加えます。

この改正によりまして、伝建地区における防災計画策定事業について、過疎対策事業債を有効に活用することが可能となります。

以上で議第四十八号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(峯林宏政) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「三番」の声あり)三番吉田雅範議員。

○三番(吉田雅範) 過疎債を使っていたくのは有り難いことなんですけれども、診療所整備事業について、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長(峯林宏政) 樫内市長公室長。

○市長公室長(樫内成吉) 三番吉田議員の御質問にお答えいたします。

この南和広域医療組合、これはもう以前からあるものでございますが、以前は、五十八ページのところで、まだ南和広域の医療組合が設立されておりましたので、そのときは診療所整備事業という名称でさせていただきました。今回南和広域の医療組合がこれから建設されていくと、その負担金に対して過疎対策事業債を当てさせていただくために、その文言等の整備をさせていただくことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(峯林宏政) 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(峯林宏政) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十三、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十九号、新五條市まちづくり計画の一部変更について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。樫内市長公室長。

〔市長公室長 樫内成吉登壇〕

○市長公室長（樫内成吉）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十九号、新五條市まちづくり計画の一部変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十ページを御覧願います。

この計画の変更理由につきましては、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第五条第七項の規定により、合併特例債延長法により合併特例債の発行期限が延長されたことから計画期間の延長等を行い、合併特例債を有効に活用できる環境を整えるため議決を求めるところでございます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十一ページを御覧願います。

まず、本計画の第一章はじめに二、計画策定方針（三）計画の期間中「平成十七年度から平成二十六年までの十箇年」を「平成十七年度から平成三十二年までの十六箇年」に改めます。

次に第五章、新市の主要施策三、主要施策一 豊かな自然・誇りある歴史と共生する快適なまちづくりの主要施策、自然環境の保全と循環型社会の構築における施策展開の表中カタカナ表記の「ゴミ」をひらがな表記に改め、「施設の改良や」を「施設の改良およびごみ処理広域化の推進を図るとともに、」に改めます。

次に、お手元の議案書六十二ページを御覧願います。

主な事業・取組の表中に、「ごみ処理広域化の推進」を加え、事業・取組の概要に「ごみ処理に対する効率化を図るため近隣市町村との広域化を進めます。」を加えます。

以上の改正により、広域ごみ処理施設整備事業を含め、新五條市まちづくり計画の事業について、平成三十二年までの期間において合併特例債を有効に活用できる環境を整えることが可能となります。

以上で議第四十九号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） ごみ処理改良事業、また広域の推進の中でクリーンセンターの解体、そしてまたクリーンセンターの移転補償というものは入っておりますか。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 三番吉田議員の御質問にお答えいたします。

今、吉田議員が言われました移転補償、解体につきましては、新しい広域でできるところの費用全体の中での分だけの負担がいけるということでございますので、今後その計画によりまして、変更あるかわかりませんが、現在御所のクリーンセンターの解体については、負担金については、合併特例債は当たるということです。

御所の今のクリーンセンターの解体の分については、広域でのごみ処理施設を行っていくために今回の変更によりまして、合併特例債を変更できるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十四、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十号、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十号、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年五條市一般会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、一億五千六百四十九万四千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに百九十二億八百万円となるところでございます。

なお、今般の補正でございますが、国や県等による補助事業の交付決定や採択の見通し、さらに緊急性などを勘案しまして計上いたしております。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第二表債務負担行為の補正でございますが、住民情報システム導入事業並びに（仮称）五條総合体育館建設事業の二事業につき

まして、今年度中に行う予定の入札公告、その他関係手続きの実施に当たり、債務負担行為を設定するものでございます。

まず、表上段につきましては、住民情報システムについて、管理運営経費の削減及びマイナンバー制度導入等への対応を行うため、現行システムからクラウド型システムへ移行するためのものとして、期間を平成二十五年度から二十六年年度の二箇年とし、限度額につきましては、新システムの初期導入及び旧システムからのデータ移行等に要する経費を見込みまして、二億一千八百万円といたしております。

次に、表下段につきましては、(仮称)五條総合体育館建設事業に係るものとして、期間を平成二十五年度から二十六年年度の二箇年とし、限度額につきましては、本体工事及び敷地造成工事並びに附帯工事等に要する経費を見込みまして、十五億円といたしております。

なお、当該建設事業に係る経費の二分の一を国庫支出金として、同じく二分の一を地方債として見込んでおります。続きまして、歳出予算補正の主な項目につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、一節報酬の十五万円でございますが、五條市子ども・子育て会議条例の施行による委員報酬の予算化に伴うものでございまして、同条例第六条の規定に基づく会議を招集するため、所要の経費を計上いたしております。

また、同目十三節委託料の三十五万円でございますが、子ども・子育て支援事業計画等の策定支援業務委託料の予算化に伴うものでございまして、同計画策定に要するニーズ調査に係る対象予定者の抽出に伴うデータ処理を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同項六目児童福祉施設費、十九節負担金補助及び交付金の五百二十六万三千円でございますが、保育士等処遇改善臨時特例事業の予算化に伴うものでございまして、保育士の人材確保対策を推進する一環として、市内の私立保育所に対して、保育士の処遇改善に要する補助を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

次に、三款民生費、三項生活保護費、一目生活保護総務費、十三節委託料の六十三万円でございますが、生活保護システム基準改定委託料の予算化に伴うものでございまして、国の生活扶助基準額の見直しに伴い、生活保護システムの改修を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、五款農林業費、一項農業費、五目農地費、十一節需用費の六万五千円及び十五節工事請負費の五百万円並びに十九節負担金補助及び

交付金の四十三万一千円でございますが、市民農園整備事業の予算化に伴うものでございまして、田園二丁目及び同四丁目に市民農園計三十区画並びに駐車場等を整備するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二百四十四万一千円を国庫支出金として見込んでおります。

また、同目十三節委託料の五百万円及び十五節工事請負費の五百万円でございますが、国の緊急経済対策に係る農業基盤整備促進事業の予算化に伴うものでございまして、委託料につきましては、御山町及び木ノ原町地内における農業用水路の改修に係る測量設計業務を委託するため、さらに工事請負費につきましては、御山町地内におけるため池改修工事を実施するため、それぞれ所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、六百万円を県支出金として見込んでおります。

恐れ入りますが、十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同款二項林業費、二目鳥獣対策費、十六節原材料費の二千六百七十六万三千円でございますが、鳥獣被害緊急対策事業の予算化に伴うものでございまして、イノシシや鹿による鳥獣被害から農林産物を防護するための金網柵及び電気柵等を二十二自治会に設置するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

次に、同項四目林道整備費、十三節委託料の二百五十万円でございますが、林道改良工事に係る測量設計業務委託料の予算化に伴うものでございまして、台風十二号災害により損壊した林道殿野篠原線の排水路等について、県事業により復旧すべく、今後、当該事業の申請に必要な測量及び設計業務の委託に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、六款商工費、一項商工費、三日観光費、十三節委託料の七十万円及び十五節工事請負費の四百八十万円でございますが、旧辰巳邸内
部整備工事の予算化に伴うものでございまして、重伝建事業として改修した新町地区の旧辰巳邸に、喫茶や軽食が可能なカフェや、特産物などが販売できるミニショップブースを設置し、同地区における新たな観光拠点として整備するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、四百万円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十五節工事請負費の百五十万円でございますが、道路補修事業の予算化に伴うものでございまして、本年六月の豪雨に伴う市道宇井線の崩土箇所について、土砂の撤去及び大型土のう設置等の応急工事を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

恐れ入りますが、十二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同項三目道路新設改良費、十三節委託料の二百万円及び十五節工事請負費の三千三百八十万円でございますが、道路舗装事業並びに交通安全対策施設整備事業の予算化に伴うものでございまして、道路舗装事業につきましては、市道路面について、破損状態等を客観的な指標で把握する路面性状調査を実施し、道路舗装の補助対象となる箇所を特定した上、当該対象路線について舗装工事を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

また、交通安全対策施設整備事業につきましては、平成二十四年度に実施した緊急合同点検の結果を踏まえ、児童・生徒の通学の安全を確保するため、水路蓋の設置及び区画線の新設等、緊急性の高い箇所より順次工事を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二千四百八十八万円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、七款土木費、四項都市計画費、五目都市公園建設事業費、九節旅費の七十八万八千円、十一節需用費の五十万円、十二節役務費の百十四万八千円、十三節委託料の二千五百九十二万六千円及び十八節備品購入費の百十万円でございますが、(仮称)五條総合体育館建設事業に伴う予算の追加でございまして、役務費、委託料につきましては、建築確認申請などに伴う手数料及び本体工事に係る設計業務委託について、所要の経費を計上いたしております。

同じく、旅費、需用費並びに備品購入費につきましては、今後の関係諸機関との打合せに係る旅費を始め、事務の実施に伴う所要の経費を計上いたしております。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、二目農地災害復旧費、十一節需用費の三万円及び十五節工事請負費の四百六十万円でございますが、農地災害復旧事業の予算化に伴うものでございまして、本年六月の豪雨災害により被災した木ノ原町地内ほか、市内六箇所の農地の災害復旧について、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二百二十一万円を県支出金として見込んでおります。

恐れ入りますが、十三ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同款二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費の二千八百四十五万円でございますが、道路橋梁災害復旧事業の予算化に伴うものでございまして、平成二十三年台風十二号災害により被災した市道辻堂線及び本年六月の豪雨災害により被災した市道火打大平線ほか二路線の災害復旧について、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、一千八百九十六万六千円を国庫支出金として見込んでおります。歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において、二百十九万円を、十四款国庫支出金において、四千七百五十一万七千円を、十五款県支出金において、四千二十三万六千円を、十八款繰越金において、一千八百五万一千円を、二十款市債において、四千八百五十万円をそれぞれ追加いたしました。歳出との均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十五、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十一号、平成二十五年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました議第五十一号、平成二十五年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年五條市介護保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ一千八百七十八万円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を三十六億一千三百七十八万円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出から御説明を申し上げます。

まず、四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金一千七百二十三万円につきましては、平成二十四年度決算における給付費余剰金を次年度以降の給付費に充てるための積立金でございます。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金百五十五万円につきましては、平成二十四年度介護保険特別会計の精算によります国庫・県費・支払基金への償還金でございます。

次に、四ページの歳入について御説明を申し上げます。

三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目介護給付費負担金百十三万二千元、及び四款県支出金、一項県負担金、一目介護給付費負担金五十五万五千元、さらに、五款支払基金交付金、一項支払基金交付金、一目介護給付費交付金百九十万一千円につきましては、過年度分精算によります介護給付費負担金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金一千五百二十四万二千元を追加いたしまして、歳入、歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十六、議第五十二号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十二号、平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第五十二号、平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ十八万四千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を四百二十八万四千円とするものでございます。

それでは、四ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費、十一節需用費、修繕料追加の十六万六千円につきましては、西吉野町滝地区農業集落排水処理施設のポンプ配水管の修理が必要となったため、所要の経費を計上しております。

次に、十二節役務費手数料追加の一万八千円につきましては、修繕に伴う臨時的くみ取りに要する費用を計上するものでございます。次に、上段の歳入につきまして御説明を申し上げます。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金十八万四千円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図つたものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十七、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）認第一号、平成二十四年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号、平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号、平成二十四年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号、平成二十四年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号、平成二十四年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号、平成二十四年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号、平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号、平成二十四年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号、平成二十四年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第十号、平成二十四年度五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。上会計管理者。

〔会計管理者 上 孝男登壇〕

○会計管理者（上 孝男）失礼します。

ただいま上程をいただきました認第一号から認第十号までの平成二十四年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十四年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして、御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額百九十九億七千八百五十八万三千八百六円に對しまして、収入済額は百九十

一億一千百七十八万九千九百六十一円でございます。

支出済額が百七十七億九千九百四十九万七千三百三十二円でございます。歳入歳出差引額は十三億一千五百五十八万一千九百二十九円でございます。

また、翌年度繰越額は、十三億五千三百二十八万七千九百六十六円でございます。

恐れ入りますが、決算書の三百六十六ページを御覧願います。

「実質収支に関する調書」でございます。

区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」が、繰越事業費のうち、一億二千三百九十八万二千九百十六円でございます。したがって、区分三の「歳入歳出差引額」から、この区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」を差引きいたしました。平成二十四年度一般会計の実質収支額は、区分五のとおり十一億八千七百五十九万九千九百三十三円の黒字決算となり、このうち、財政調整基金に五億円を繰り入れ、残り六億八千七百五十九万九千九百三十三円を、平成二十五年度へ繰越いたしました。

それでは、先ほどの二ページから三ページに、お戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして御説明申し上げます。

予算現額四十五億八千四百九十九万九千九百円に對しまして、収入済額が四十五億八千二百二十二万三千三百三十五円、支出済額は四十四億三千二百九十二万五千六百十五円でございます。歳入歳出差引額が一億四千九百七十六万五千五百二十円の剰余金をもって決算した次第でございます。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額五億八千四百九十二万円に對しまして、収入済額五億四千四百四十二円、支出済額は五億三千八百六十八万三千六百四十二円でございます。歳入歳出差引額は、百七十一万六千九百円の剰余金をもって決算した次第でございます。

次に、認第四号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十一億七千五百三十万円に對しまして、収入済額が十億七千三百九十万九百九十円、支出済額は十億七千二百八十三万八千八百四十円でございます。歳入歳出差引額は百六万二千五百五十円となります。

なお、平成二十五年度への「繰越事業に伴う繰り越すべき財源」が、繰越事業費四千万円のうち、百六万二千五百五十円でございますので、これを差引きいたしました平成二十四年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百五十二ページに計上してございます。

後ほど、御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第五号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額二百二十万円に對しまして、収入済額二百七十三万七千五百四十三円でございます。支出済額は、二百十五万三千百四円、歳入歳出差引額は五十八万四千四百三十九円の決算でございます。

次に、認第六号の介護保険特別会計につきましては、予算現額三十四億四千二百七十三万九千円に對しまして、収入済額は三十四億五百八十四万九千七百九十九円、支出済額が三十三億九千六十万七千七百八十一円でございます。歳入歳出差引額が一千五百二十四万二千十八円の決算となります。

次に、認第七号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額六千六百万円に對しまして、収入済額は五千九百二十二万六千八百八十二円、支出済額が五千三百三十六万九千六百五十五円でございます。歳入歳出差引額が七百八十五万九千七百七十七円の決算となります。

次に、認第八号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額四百十万円に對しまして、収入済額は四百六十七万四千八百六十二円、支出済額が三百九十八万二千二百九十一円でございます。歳入歳出差引額が六十九万二千五百七十一円の決算となります。

次に、認第九号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額四億二千九百五十万円に對しまして、収入済額は四億二千三百五十六万六千五百四十三円、支出済額が四億一千七百六十万四千四十四円でございます。歳入歳出差引額が五百九十六万二千四百九十九円の決算となります。

次に、認第十号の五條市水道事業会計につきまして、御説明を申し上げます。

別冊の平成二十四年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一 ページから二ページをお開き願います。決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は、七億九千八百八十七万三千六百九十八円、支出第一款水道事業費用の決算額は、六億七千八百二十二万八千三百六十四円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は、二億九千三百八十八万二千五百七十七円、支出第一款資本的支出の決算額は、六億四百一十一万三千九百八円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額、三億一千二十三万一千三百三十一円につきましては、一番下の「表の欄外」にございます。とおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額九百十六万四千三百四十円、現年度分損益勘定留保資金二億二千三百六十八万八千

六十四円、建設改良積立金取崩七千七百四十五万八千九百二十七円をもって、補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。平成二十四年度五條市水道事業損益計算書でございます。

下から三行目のとおり、当年度純利益は二千二百四十九万五千四百円でございます。

これは、一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から、二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差引きしたものでございます。

なお、下から二行目にございます前年度繰越利益剰余金五百七十一万一千五百五十八円を加算いたしました当年度未処分利益剰余金は、二千八百二十万六千六百六十二円でございます。

この剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下の方に、平成二十四年度五條市水道事業剰余金処分計算書(案)がございます。

一、当年度未処分利益剰余金二千八百二十万六千六百六十二円につきましては、二、利益剰余金処分額(一)減債積立金百二十万円、(二)建設改良積立金二千二百万円、三、翌年度繰越利益剰余金五百万六千六百六十二円として処分させていただきます。

以上で認第一号から認第十号までの各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(峯林宏政) 提案理由の説明が終わりました。

次に代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることといたします。川元憲釋代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員(川元憲釋) たいま発言の許可をいただきましたので、平成二十四年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況調査、水道事業会計の決算並びに平成二十四年度の五條市財政及び経営健全化の監査委員の審査意見を報告させていただきます。

お手元の別冊、五條市決算及び財政(経営)健全化審査意見書を御覧願います。

意見書の三ページからは一として各会計の総括、八ページからは二として一般会計、三十六ページからは三として各特別会計、六十三ページからは六として各基金会計などの運用状況調査、八十一ページからは水道事業会計の各決算審査であります。さらに百一ページからは財政及び経営健全化の審査であります。

順次、お聞き願います。

初めに、一ページの第一の審査の対象会計は、平成二十四年度の一般会計を始め、国民健康保険特別会計など八特別会計の決算及びこれらの会計の附属書類並びに土地開発基金など十五の基金の運用状況調書であります。

第二の審査期間は、一般会計ほかは六月十二日から七月三十日までの間、水道事業会計については五月十六日から六月十二日までの間に、議会選出の監査委員とともに事務局職員を補助に実施しました。

二ページの第三の審査の方法は、市長から提出された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書に関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況並びに水道事業会計については、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取して、審査を実施したところであります。

第四の審査の結果といたしましては、審査に付されました各会計の決算は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、また、予算執行状況及び財政状況が適正に表示されており、おおむね適正であると両監査委員が認めたところであります。

その中で、特に十ページにおいて述べさせていただいておりますが、経常収支比率の改善がみられたことは喜ばしいことでもあります。財政力指数の少し下がったのと公債費比率も少し上がったのが少々気に掛かるところであります。

第五、審査の意見といたしましては、別冊の六十五ページに一として一般会計について、六十七ページに二として特別会計について、六十八ページに三として基金運用状況調書について、六十九ページに四としてその他については、公共施設の指定管理者の二十二施設について、市との指定に関する基本協定に定める事項の履行、適切なサービスの提供が確保されているかを確認する手段としての、いわゆるモニタリングを本年度から実施されたところでありまして、今後、施設の管理運営の参考にさせていただければ幸いと存じます。

次に、九十九ページには、水道事業会計として述べさせていただいておりますが、有収率が改善されたことは喜ばしいことであるが、給水原価が供給単価を上回っていることが懸念されるので、今後の経営の合理化を強く求めるものであります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく一般会計などの「財政の健全化」及び水道事業会計の「経営の健全化」についての審査の意見であります。

これは、決算を議会に提出する際には、「健全化判断比率」、具体的には、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率及び④将来負担比率並びに⑤資金不足比率を算出し、「財政の健全化」の基準を、また、水道事業会計についても、

「資金不足比率」を算出し、「経営の健全化」の判断基準を設けたものであります。「自治体の財政の健全度を測る物差」として、五項目からなっております。

その算定の基礎となる書類などを法令などに照らし、算出の基礎となる数値などに誤りがないかなどを中心に監査委員の審査に付し、その結果の意見を付し議会に報告するもので、その比率が早期健全化基準及び経営健全化基準の数値を超える市町村は、イエローカードといえる早期健全化計画あるいはレッドカードの財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないと考えています。このことにつきましては、議員各位に御案内のとおりであります。

それでは、別冊の審査意見書の百一ページをお開き願います。

平成二十四年度五條市財政及び経営健全化審査意見書でありまして、これは、一般会計を始め八つの特別会計、六つの一部事務組合と土地開発公社など、市が関わります全ての会計を併せたもので、名のとおり連結決算の財政指標の算出であります。

第一に審査の概要では、財政及び経営健全化審査について、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、表示されているかどうかを主眼に審査を実施いたしました。

第二の審査の期日は、七月三十日に実施いたしました。

第三、審査の方法は、市長から提出された関係諸帳簿と照合し、計数の状況について検討し、併せて必要に応じ、市の財政担当者を始め水道事業会計の担当職員から議会選出監査委員並びに事務局職員とともに説明を聴取し審査を実施したところであります。

第四の審査の結果といたしましては、これらの基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、表示されていることを両監査委員が認めたところであります。

数値については、健全化判断比率及び資金不足比率として掲載させていただいております。

また、第五の審査の意見といたしましては、百二ページにあります前のページの平成二十四年度比率の数値と併せて御覧くださいれば、わかりやすいかと思いますが、まず、一般会計、特別会計などの健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率については赤字ではありませんので、いずれも、早期健全化計画などの算定には該当いたしません。

次に、③の実質公債費比率については、一六・四パーセントで、早期健全化基準の二五・〇パーセント及び④の将来負担比率についても一三七・二パーセントで、これらの早期健全化基準の三五〇・〇パーセントと比較すると、本市においては、いずれもこれを下回っております。

さらに、法非適用企業の簡易水道特別会計などの⑤の資金不足比率についても、資金不足が生じていないので、経営健全化計画などの策定することには、該当いたしません。

次に、一〇三ページの平成二十四年度五條市水道事業経営健全化審査意見書がありますが、法適用の企業会計は、本市では水道企業会計のみであります。

審査方法などについては、一般会計と同じ方法で実施いたしました。

資金不足比率についても資金不足が生じていませんので、経営の健全化のための計画を定めることには該当いたしません。

なお、今回の法の求めております早期健全化基準及び経営健全化基準の設定基準の数値を全て下回るので健全段階となりますが、これで市の財政が全て健全であるかのような印象を受けますが、決してそうではありません。

少子高齢化の進む中、本市の人口も減少傾向であり、大規模な事業が控えており、財政状況がますます厳しくなる昨今、なお一層の市政運営全般の経費削減と合理化の遂行に、また、水道事業会計においても、なお一層の経営の合理化に取り組みをされることを望むものであります。

なお、詳細につきましては、後刻御清覧くださいますようお願いいたします。

以上で平成二十四年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況調書及び水道事業会計決算並びに平成二十四年度の五條市財政及び経営健全化の監査委員の審査意見の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（峯林宏政） 決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「六番」の声あり）六番川村家廣議員。

○六番（川村家廣） ただいま上程されております認第一号から認第十号までの十議案は、いずれも平成二十四年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案については、特に慎重審議を期するため、例年のおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七人とし、その選任については議長に一任したいと思っております。

○議長（峯林宏政） お諮りいたします。

ただいま川村家廣議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人とし、選任につきましては、あらかじめ協議願っておりますので、私から指名をいたしません。

二番山口耕司議員、三番吉田雅範議員、六番川村家廣議員、九番益田吉博議員、十一番峯林宏政、十二番花谷昭典議員、十五番田原清孝議員。

以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（峯林宏政）次に日程第十八、選第一号、やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の選挙を行います。

本件については、本市から選出している三名の議員のうち欠員が一名生じたので、やまと広域環境衛生事務組合同約第五条第三項の規定により選挙を行うものであります。（「六番」の声あり）六番川村家廣議員。

○六番（川村家廣）ただいま上程されました件につきましては、あらかじめ協議をいたしておりますので、指名推選によることとし、議長から指名されるようお願いいたします。

○議長（峯林宏政）お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長から提案のありましたとおり、選挙は地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選をもって行うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選により行います。

指名の方法につきましては、議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。

よって、議長から指名いたします。

やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員に、益田吉博議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、益田吉博議員をやまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の当選人とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。

よって、益田吉博議員がやまと広域環境衛生事務組合の議会の議員に当選されました。

ただいま、やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員に当選されました益田吉博議員が議場におられますので、会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

当選されました益田吉博議員の挨拶がございます。九番益田吉博議員。

〔九番 益田吉博登壇〕

○九番（益田吉博）ただいま議員の皆様方の御推挙によりまして、やまと広域環境衛生事務組合の議員に当選させていただきました。ありがとうございます。

短い期間ではございますけれども、議員各位の御指導、ごべんたつをよろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十九、選第二号、奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙を行います。

奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が一名生じたため、市議会議員から選出することになりますが、二名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市

議会において選挙が行われることになったものであります。

なおこの選挙は、広域連合規約第八条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、選挙結果の報告については会議規則第三十二条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（峯林宏政）ただいまの出席議員数は十一名であります。

投票用紙を配布させます。

なお、候補者名簿につきましては、あらかじめお手元に配布してありますので、御確認ください。

〔投票用紙配布〕

○議長（峯林宏政）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（峯林宏政）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（峯林宏政）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（峯林宏政）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び池上輝雄議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（峯林宏政）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十一票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十一票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

土田敏朗 奈良市議会議員 十票

小川正一 奈良市議会議員 一票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第八条の規定により、選挙長に報告いたします。

○議長（峯林宏政）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十日から十八日まで休会とし、次回十九日午前十時に再開し、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後零時十四分散会